

日時：令和6年11月29日（金）午後7時から
場所：第七放課後児童会室

くみの木放課後児童会の開設に関する説明会

次 第

1. 放課後児童会とは（入会のご案内資料）
2. くみの木放課後児童会の開設について（資料1）
3. 今後の予定（当面のスケジュール）（資料2）
4. くみの木放課後児童会の事業運営について（資料3）
5. 質疑応答
 - ・事前にいただいた質問（Q&A）（資料4）

くみの木放課後児童会の開設について

1. これまでの経過

- 現在、第七放課後児童会は、第七小学校敷地内プレハブ教室において、「大地」、「銀河」、「天空」、「海青」の4クラス、定員160人で公設公営により運営しています。
- 令和6年度では、申込者数の増加より、待機児童（4月時点で17人）が生じました。
- 令和7年4月から旧くみの木幼稚園施設の空き教室を活用し、新たな放課後児童会の開設を予定しています。

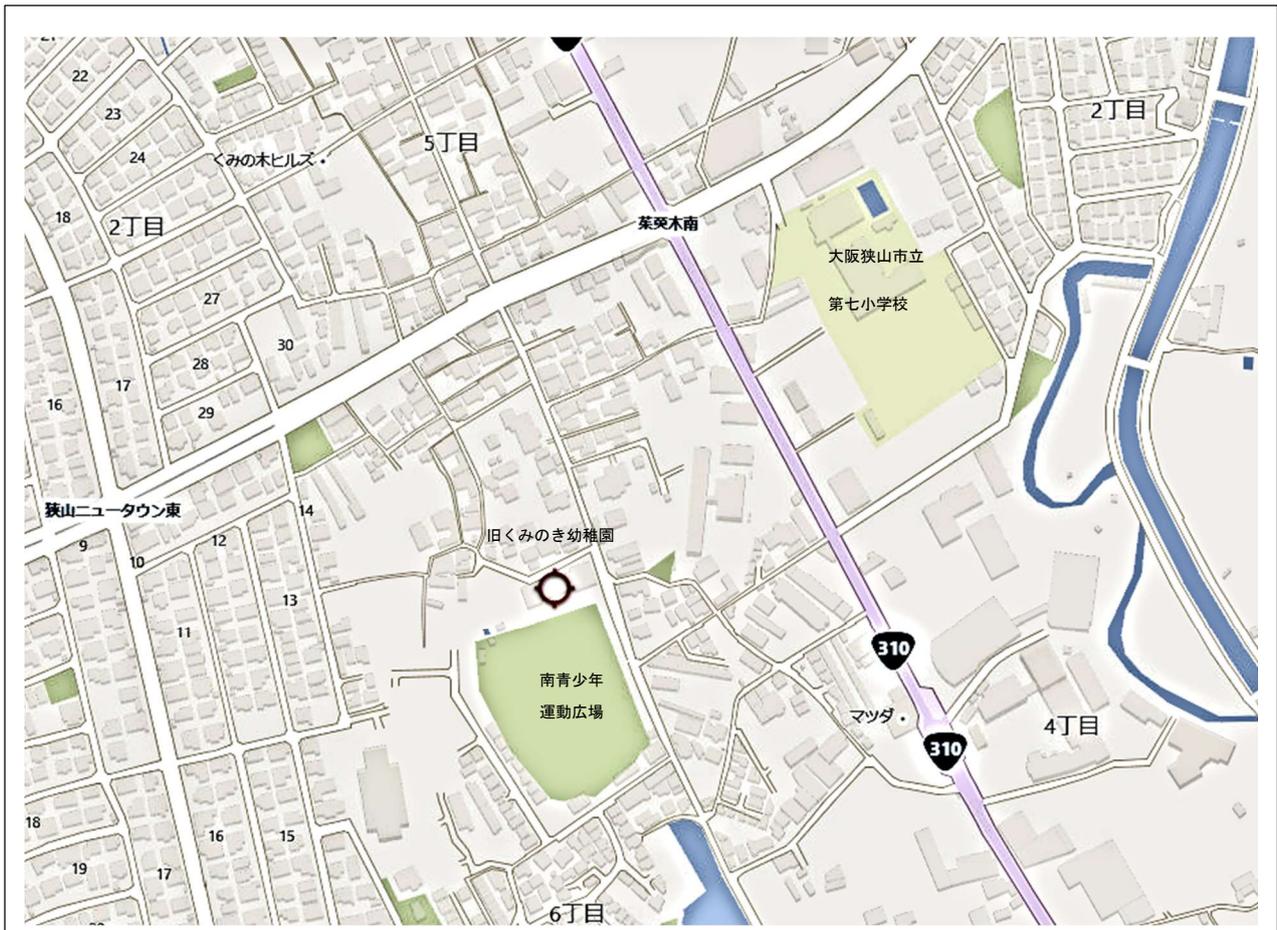
2. 新たに開設する放課後児童会について

- 新たに開設予定の放課後児童会は以下の通りです。

【名称：くみの木放課後児童会】

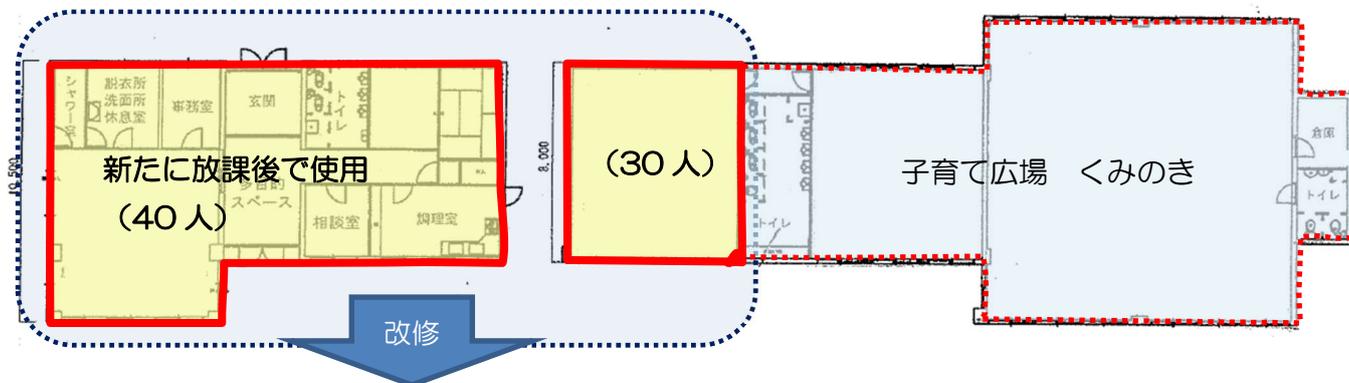
【定員：70人（40人：1クラス、30人：1クラス）】

【場所：大阪狭山市茱萸木6丁目985-1】

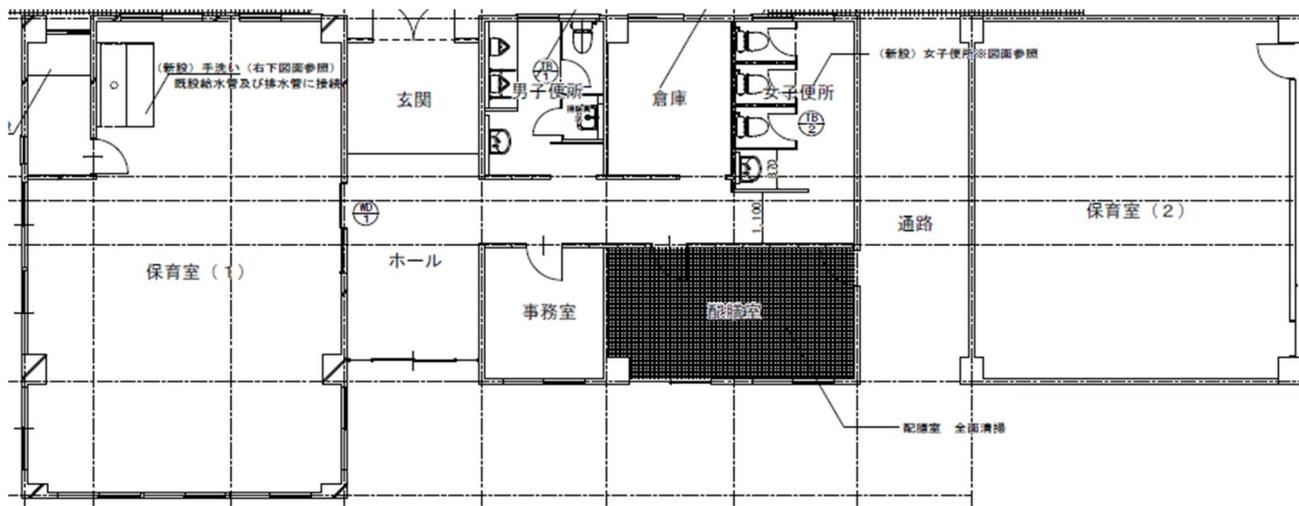


- ・現在、旧くみの木幼稚園では、うち2室において「子育て広場 くみのき」を運営中で、「くみの木放課後児童会」は、残りの2室等を活用し開設します。
- ・旧くみの木幼稚園施設については、今年度中に男女別トイレの設置や内装、照明やエアコンの取り換えなどの改修工事を実施する予定です。

(旧くみの木幼稚園施設)



(改修後：放課後児童会施設 (抜粋))



3. 運営事業者について

- ・新たに設置するくみの木放課後児童会は、「公設民営」による運営を予定しています。
- ・令和6年8月よりプロポーザルによる事業者選定を実施した結果、下記の通り運営事業者を選定しました。

【運営事業者：社会福祉法人 光久福祉会】

【事業者の主な実績：東放課後児童会の運営受託、きらりこども園における民間放課後児童会の運営、池尻保育園、きらりこども園、山本こども園、池尻ななこども園の運営など】

- ・くみの木放課後児童会は公設民営のため、基本的な事業運営（開設時間や人員配置・保護者会の取り扱い等）は、直営にて実施している放課後児童会と概ね同等の取り扱いになります。
- ・立地条件が異なるため、登会・帰宅時や外遊びの対応等においては、一部相違する点がありますが、児童の安全確保には十分に留意のうえ、運営していく予定です。

（詳細は次第3. にて事業者より改めて説明します）

くみの木放課後児童会の開設を踏まえた申し込み方法等について

1. 第七小学校における放課後児童会について

・第七小学校の児童は、これまで第七放課後児童会（プレハブ教室の4クラス、定員160人、公設公営）のみの申込みを受け付けていましたが、今回の新規開設によって、「くみの木放課後児童会」も選択いただけるようになります。

・申込書は、今年度より、希望する放課後児童会の欄の記載内容を一部修正しました。

【修正箇所】

- ①入会希望児童会名は「第七放課後児童会」または「くみの木放課後児童会」を記載
- ②（申込者数が定員数を上回る場合）もう一方の放課後児童会を希望するか否かを選択

【旧申込書】

大阪狭山甲放課後児童会に入会したいので、伏のおり申し込みします。

フリガナ		学年	(4月1日時点) 年	小学校名	該当の学校名を○で囲んでください 東・西・北・南第一・南第二・南第三・第七小学校 その他()学校
入会希望児童氏名		性別		入会希望児童会名	該当の児童会名を○で囲んでください 東・西・北・南第一・南第二・南第三・第七放課後児童会
生年月日	年 月 日				
保護者連絡先	日中に連絡のつきやすい連絡先を記入してください 保護者氏名				
新1年生のみ記入 出身保育園・幼稚園等					園・こども園

これまでは1つの小学校（区）に1児童会のため、選択の余地はありませんでした。

【新申込書】

大阪狭山甲放課後児童会に入会したいので、伏のおり申し込みします。

フリガナ		学年	(4月1日時点) 年	小学校名	該当の学校名を○で囲んでください 東・西・北・南第一・南第二・南第三・第七小学校 その他()学校
入会希望児童氏名		性別		入会希望児童会	同小学校区内で複数放課後児童会がある方のみ※1 もう一方の放課後児童会の利用について (希望する・希望しない) いずれかを○で囲んでください
生年月日	年 月 日				
保護者連絡先	日中に連絡のつきやすい連絡先を記入してください 保護者氏名				
新1年生のみ記入 出身保育園・幼稚園等					園・こども園

①「第七」又は「くみの木」を記載（第一希望の児童会）

②もう一方の放課後児童会（第2希望）を「希望する」・「希望しない」を選択

※入会申し込みの際に添付いただく「児童連絡票（緊急連絡先）」の裏面「自宅付近の略図」については、入会希望児童会（第1希望）と自宅に係る略図（通学路）を記載（地図の添付可）し、提出してください。

（なお、第1希望の児童会に入会が内定しなかった場合や、記載内容に不足がある場合などは、内定通知（2月下旬）に同封する「通学路（登会ルート）」の記入用紙に、改めて内定した放課後児童会への「通学路（登会ルート）」を記載いただき、面談時（3月2日）に改めてご提出いただくこととなります。）

2. 入会する放課後児童会（待機）の決定方法等について

- 各放課後児童会ごとに、一定の定員数がある中で、各放課後児童会において、定員数を超える申し込みがあった場合の入会の可否の決定については、以下の手順で決定します。

- ①児童の学年や保護者の働き方の状況等を点数化し、点数の高い順番に入会を決定します。
- ②申込書における希望する児童会の優先順位を踏まえ入会する放課後児童会を決定します。

〔注意事項〕

- 今回より、入会可能な児童会が複数となるため、申込書にもう一方の児童会（第2希望）を「希望する」、「希望しない」を選択いただくこととなりますが、「希望しない」とする場合は、入会希望放課後児童会（第1希望）に入会決定ができなかった場合（点数が低いため）は「待機」となります。
- また、本市ではこれまで、待機児童対策として「夏の臨時教室」の開設等を臨時的な対応として実施してきましたが、もう一方の児童会（第2希望）の定員数に余裕のある状態にあるが、希望しないため「待機」となった場合は、「夏の臨時教室」は開催しません（申し込みを受け付けません）ので、ご注意ください。
- 上記基準に基づき、入会する放課後児童会を決定するため、もう一方の放課後児童会を希望する場合で、兄弟（姉妹）が揃って入会申し込みを行う場合は、別々の児童会に入会する可能性等も想定されます。入会受付時に、「別々の児童会に入会することを可とするか」を確認いたしますので、各ご家庭の状況等を踏まえ、希望する条件をお伝えください。※
※継続申込者の場合→A4別紙の「希望調査票」に記載し、申込書類と一緒に提出
新規申込者の場合→申込書類提出時（市役所）に、職員より意向を確認
（なお、可としない場合で、いずれかの児童が第1希望の児童会に入会できない（定員超過）場合は、第2希望の児童会に揃って入会いただくこととなります。）

（お願い）

- 旧くみの木幼稚園施設は、第七小学校から立地的に国道310号線をまたいだ先にある施設であるため、児童の安全対策や通学路の観点を鑑み、可能な限り、310号線より西側地域にお住まいの皆様には、「くみの木放課後児童会」のより積極的なご利用をお願いいたします。

今後の予定

(本日以降) 当面のスケジュール

時期	主な予定		
	【対象者区分】		
	保護者の皆さま (在籍者・継続申込)	保護者の皆さま (新規申込)	市(事業者)
11月15日(金) 午後7時から	・保護者説明会(在籍者)への参加		・保護者説明会(在籍者)の開催
11月18日(月) 以降	・継続申込書類の受領(現場配布)		・継続申込書類の配布(現場配布)
11月29日(金) 午後7時から		・保護者説明会(新規)への参加	・保護者説明会(新規)の開催
12月2日(月) 以降		・新規申込書類の受領(こども園等で配布)	・新規申込書類の配布(こども園等で配布)
12月16日(月) ～26日(木)	・令和7年度入会申込み [継続:全放課後児童会共通](現場)		・令和7年度入会申込みの受付[継続:全放課後児童会共通](現場)
令和7年1月6日(月) ～20日(月)		・令和7年度入会申込み [新規:全放課後児童会共通](役所)	・令和7年度入会申込みの受付[新規:全放課後児童会共通](役所)
2月下旬	・令和7年度入会内定通知の受領 [全放課後児童会共通]		・令和7年度入会内定通知の発送 [全放課後児童会共通]
3月2日(日)	(くみの木内定のみ) ・放課後児童会 新入会面談の開催 (現場:第七)	・放課後児童会 新入会面談の開催 [全放課後児童会共通] (現場:くみの木も第七)	・放課後児童会 新入会面談の開催 [全放課後児童会共通] (現場:くみの木も第七)
3月3日(月) ～7(土)	・令和7年度入会決定 [くみの木除く全放課後児童会共通](現場)		・令和7年度入会決定 [全放課後児童会共通](現場)
4月1日(火)	・新年度の運営開始		・新年度の運営開始

くみの木放課後児童会の4月1日以降の事業運営について

保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

来年度より「くみの木放課後児童会」の開設（受託）に際して、予定する事業運営は以下の通りです。

項目	くみの木放課後児童会	【参考】第七放課後児童会
開設日時	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～土曜日 ・【平日】授業終了時刻30分前～18:00（延長18:00～19:00） ※ただし、授業終了時刻が13:30以降の場合13:00～18:00（延長18:00～19:00） ・【土曜日】8:30～18:00（延長8:00～8:30） ・【土曜日を除く長期休業日】8:30～18:00（延長8:00～8:30、18:00～19:00） ・方面別下校は17:00（11月～2月は16:30） 	
休会日	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び国民の祝日 ・8月13・14・15日（お盆休み） ・12月29日～翌年1月4日（年末年始） ・放課後児童会事業の準備その他の特別な事情があると認められた時 ※緊急時（災害や天災等） 	
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者負担金 5,000円（※2人目以降は、2,500円） ・諸経費 2,500円（父母の会取扱いによる） 	
支援体制 （人員配置）	<ul style="list-style-type: none"> 1クラスあたり ・常時：支援員（有資格）1名、補助員（または支援員）1名以上 登会人数が30名を超える場合、上記に加えて補助員（または支援員）1名以上 ※くみの木放課後児童会については、送迎用人員も適宜、配置（後述参照） 	
連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に「コドモン」による一斉連絡サービスを利用 ※休会の届出や緊急連絡等、時間的制約がある連絡については、電話等による連絡となる場合があります（両児童会共通） 	
登会方法	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は第七小学校からくみの木放課後児童会まで、バスによる送迎を予定 ・土曜は支援員が徒歩による送迎を予定 ・長期休暇は朝の決まった時間に第七小学校からバスによる送迎を予定 （上記は入会人数により変更あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校から適宜、プレハブ教室へ移動。
※元気っこ への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで「元気っこ」への参加後の児童会への参加を可能としていましたが、「くみの木放課後児童会」は、立地条件等より、「元気っこ」参加後に児童会へ行く場合、下校時間に間に合わない状況になります。また、「元気っこ」は利用希望者が多く、抽選となる場合もあることから、令和7年度からは、「元気っこ」と「放課後児童会」の同日利用は不可とすることを想定しています。 （「元気っこ」または「放課後児童会」を利用する日はもう片方は欠席としてください。） 	
方面別下校 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・くみの木放課後児童会が学校と自宅の通学路の途中にある児童などは、くみの木放課後児童会から方面別下校。 ・通学路外（310号線より東側等）の児童は、引率の上、第七小学校より下校。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第七小学校より方面別下校
方面別下校 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・お迎えによる対応（原則として車送迎は不可） ・土曜のみ、第七小学校（放課後児童会）へお迎え 	<ul style="list-style-type: none"> ・お迎えによる対応 （原則として車送迎は不可）
早退等	<ul style="list-style-type: none"> ・各児童の都合に合わせて適宜、下校（原則的に引率等の対応はありません） 	
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・自習、おやつ、自由遊び（外遊びに制約有り） 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間、おやつ、自由遊び（校庭等での外遊び）
諸経費 納入方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則、「エンペイ」による決済 （口座振替による対応も検討） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、「エンペイ」による決済
年間行事	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生日会 ・七夕短冊作り ・夏休みイベント ・焼き芋大会 ・クリスマスイベント ・餅つき ・お別れ遠足 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生日会・夏休みイベント・クリスマスイベント等の定例行事、地域連携行事など
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人 光久福祉会 （大阪狭山市こども育成グループ） 	<ul style="list-style-type: none"> 第七放課後児童会 （大阪狭山市こども育成グループ）



【資料 4】

☆☆事前にいただいた質問（Q&A）☆☆

質 問	回 答
くみの木放課後児童会への登会方法はどうか。学校からの行き方は。支援員がついてきてくれるのか。児童だけで行くのか。児童だけで行く場合複数人で行くのか、一人で行くことがあるのか。	登会時のお迎えに加え、帰宅時はご自宅の方面が通常の通学路でない児童は第七小学校まで送るなど、安全面に極力配慮した対応を想定しています。移動ルートは（裏面）ルートを予定しています。 （詳細は資料3をご参照ください。）
登会時の場所について、土曜日や長期休業日については、自宅から学校を経ず、放課後児童会に向かうこととなるが、くみの木放課後児童会が学校と自宅の通学路の途中にある児童などは、くみの木放課後児童会に直接登会する認識でよいのか？	原則的に、くみの木放課後児童会が学校と自宅の通学路の途中にある児童などは、くみの木放課後児童会に直接登会（方面別帰宅）をいただく予定ですが、土曜日に限っては登会のみ第七小学校に集合※とする可能性があります。 ※土曜日は登会人数が大変少ない曜日であり、第七小学校からの移動は原則的に引率のもとでの対応を予定している中で、引率に係る人員とくみの木放課後の開設に係る人員の双方を用意することが、困難となるケースが想定され、その場合、一旦、第七小学校まで登会いただき、引率のもと、くみの木放課後に移動することも想定されます。
学童から習い事などに行けるのか？	早退の取り扱いについては、原則として付き添い（引率）はありません。 児童のみで移動できる（学習塾などの送迎がある場合や、保護者の方のご同意がある）場合は、可能と考えています。
外遊びはできるのか。 サッカーなどはできるのか。	外遊びのスペースとしてはありますが、元々幼稚園児向けに作られた施設のため、サッカーを行なえるほどの十分な広さは確保できていません。 ただ、旧くみの木幼稚園南側に隣接する「南青少年運動広場」を活用し、特定の時間帯の外遊びの実施に向けて調整を進めていきます。
車送迎はできるのか。	原則的には、車での送迎はご遠慮ください。 特別に事情がある場合には可能ですが、入会決定後、放課後児童会へご相談いただくようお願いいたします。
受け入れ時間はどうか？	くみの木放課後児童会も、公設の他の放課後児童会と同様の対応となります。（詳細は資料3をご参照ください。）
費用は今と同じですか？	くみの木放課後児童会も、公設の他の放課後児童会と同様の利用料となります。（詳細は資料3をご参照ください。） ※諸経費については保護者会の取扱いにより、若干の差異が生じます。

質 問	回 答
<p>どこかに委託されるのですか？ （先生方が変わるのですか？）</p>	<p>くみの木放課後児童会は公設民営を予定しており、「社会福祉法人 光久福祉会」に委託する予定です。 第七放課後児童会については現在と同じく市の直営で行うため、人事異動を除く支援員等の変更はありません。</p>
<p>現在の第七児童会は継続され、二つ目が新設されるという認識でよろしいでしょうか。 七小以外のお子さんも来られますか？</p>	<p>くみの木放課後児童会は第七小学校の受け皿の拡充を目的として開設する児童会で、既存の児童会に加えて選択いただけるものです。 他の小学校からの入会はありません。</p>
<p>学校内とくみのきに、振り分けるのはどういったシステムですか？ 希望を受け入れるのか、市が振り分けるのか。 方面によって分けられるのか。 また、きょうだいで、学校内とくみの木にバラバラに配置される可能性もありますか？</p>	<p>申込書において、「第1希望」、「第2希望」の児童会を記載いただき、児童の学年や保護者の働き方の状況等を踏まえた点数の高い順番に、希望する児童会の優先順位を踏まえて入会を決定します。 従いまして、きょうだいが別の放課後児童会に入会する可能性があるため、「希望調査票」（新規の方は聞き取り）で、別々の児童会への入会の可否を確認の上、入会児童施設を内定します。</p>
<p>第七放課後児童会に今年度申し込み漏れている児童はもう申し込めないのでしょうか？</p>	<p>現在第七放課後児童会に在籍されていない方で新規の申し込みを行なうことも可能です。</p>

【第七小学校】⇔【くみの木放課後児童会】移動ルート（想定）

